

判例評釈

Claude Opus 4.6

事件番号	令和7年（行ケ）第10003号
事件名	審決取消請求事件
判決日	令和7年（2025年）9月30日
裁判所	知的財産高等裁判所第4部（増田稔裁判長）
考案の名称	ベッド
結論	審決取消（請求認容）
関連条文	実用新案法3条1項3号、同条2項、同法37条1項2号
キーワード	クレーム解釈、「支持脚」、「接続されている」、JIS規格、新規性

1. 事案の概要

本件は、考案の名称を「ベッド」とする実用新案登録（実用新案登録第3213233号、以下「本件実用新案登録」）に対する無効審決の取消訴訟である。

権利者である原告（株式会社山善）は、平成29年8月14日に実用新案登録出願を行い（優先権主張日：同年7月31日、中国）、同年10月4日に設定登録を受けた。被告（kakeruIP 弁理士法人）が令和6年1月23日に無効審判を請求し（無効2024-400001号）、特許庁は同年12月9日、請求項1～10の全てについて実用新案登録を無効とする審決（以下「本件審決」）をした。原告は令和7年1月14日に本件訴えを提起した。

2. 本件考案の要点

請求項1は、マットレス本体に接続された複数の支持板を有するマットレスと、支持板に着脱可能に接続された複数の支持脚を備えるベッドであって、支持板の配列方向に沿ってマットレスを巻き取り可能とした構成を特徴とする。本件考案は、従来のベッドフレーム+マットレスの別体式構造から脱却し、搬送時にマットレスをリール状に巻き取ることでベッド全体の梱包体積を低減させることを目的とする（明細書【0002】【0015】）。

3. 甲1考案（主引用例）の概要

甲1号証（国際公開第2014/075789号）は、スラットベース一体型ベッドマットレスに関するものである。ベッドマットレスの底部にスラットが固定され、これをベッドフレームに挿入して使用する。ベッドフレームはヘッドボード、フットボード及び側板で構成され、側板にはリブ状のマットレス支持板が設けられている。本件審決は、ヘッドボード及びフットボードを「支持脚」と認定し、スラットがバンド・支持板・側板を介して支持脚と間接的に「接続されている」と判断した。

4. 争点

本件の中心的争点は、取消事由1における以下の2点のクレーム解釈であり、取消事由2（本件考案6の進歩性）及び取消事由3（本件考案9の進歩性）は、いずれもこの前提問題に依存する。

争点①：本件考案1の「支持脚」は、甲1考案のヘッドボード及びフットボード（板状部材）を包含するか。

争点②：本件考案1の「接続されている」は、甲1考案のようにマットレスをベッドフレームに差し込んで四方を囲む態様を包含するか。

5. 当事者の主張の要旨

5.1 「支持脚」の解釈

【原告の主張】「脚」は動物の下肢に似た形状・位置のものを意味し、ヘッドボード・フットボードは上部にも位置する板状部材であるから「脚」に該当しない。JIS規格（住宅用普通ベッド分野）でも「脚」とヘッドボード・フットボードは全く異なる部材として認識されている。また、明細書の記載に照らし、「支持脚」は搬送体積を低減できる柱状の形態であることが不可欠である。

【被告の主張】ベッドに関する考案であるから「脚」はベッド本体の下部で支えの用をなすもの又は末に位置する部分を意味し、板状のものも含む。JISでもヘッドボード・フットボード

はベッドの「脚部」と説明されている。「脚」の意味は文言から一義的に理解可能であり、明細書参酌は不要。

5.2 「接続されている」の解釈

【原告の主張】「接続」は多義的であり明細書を参酌すべきである。本件考案では支持板と支持脚がくっついて離れない状態で初めてマットレスを支持脚で支えられるのであり、「接続」は離れないように物理的措置が講じられていることを指す。甲1考案のマットレスとベッドフレームは物理的にくっついていない。

【被告の主張】「接続」は離れているものが単に接することも含む。甲1考案ではスラットがバンド→支持板→側板→ヘッドボード・フットボードと間接的に接続されている。またマットレスがフレーム内に差し込まれ四方を囲まれることで位置ずれしない状態をとるから「接続されている」。

6. 裁判所の判断

6.1 「支持脚」について

裁判所は、「脚」の一般的語義（「形・位置などが動物の足に似ているもの」「物の下部にあり支えの用に供するもの」）に加え、住宅用普通ベッドに係る JIS 規格において床面に接する柱状部材の名称を「脚」としている事実を認定した。そのうえで、「支持脚」とは「マットレスの下部にあり、マットレスを支える柱状のもの」と解釈した。

被告の「板状のものも含まれる」との主張に対しては、JIS において床面に接する板状部材の名称は「脚」ではなく「ヘッドボード」「フットボード」と表示されていることを指摘し、住宅用ベッドの技術分野では「脚」は柱状部材を指し板状部材を含まないと判示した。甲1考案はヘッドボード・フットボードの板状先端で床面に接しマットレスを支えており、柱状部材は存在しないため、「支持脚」を備えていないと認定した。

6.2 「接続されている」について

裁判所は、「接続」の一般的語義（「つなぐこと。つながること。」）及び「つなぐ」の意味

（「一か所に物を結びとめて離れないようにすること」「切れたり離れたりしているものを続け合わせる」）を確認したうえで、本件考案がベッドの考案であることに鑑み、「接続されている」とは「マットレスと部材、あるいは部材同士が、離れないように続け合わされている状態」と解釈した。

甲1考案については、ベッドマットレスがマットレス支持板の上に置かれているだけで離れないように続け合わされていないと認定した。被告の「四方を囲まれることで位置ずれしない」との主張については、マットレスとフレームの大きさについて特段開示がなく、離れないように続け合わされていると評価できる程度に密着している事実は読み取れないとして排斥した。

6.3 対比結果と結論

裁判所は、甲1考案は「支持脚」の構成を備えておらず本件考案1と相違し、仮にヘッドボード・フットボードが「支持脚」に相当するとしても「接続されている」構成を備えていないとして、二重の理由から本件審決の対比判断に誤りがあると認定した。本件考案2～5、7、8、10についても同様の誤りがあり、取消事由1に理由があるとした。取消事由2（本件考案6）及び取消事由3（本件考案9）についても、いずれも本件考案1の対比が前提となるため同様に理由があるとし、本件審決を取り消した。

7. 検討

7.1 クレーム解釈の方法論について

本判決のクレーム解釈手法は、実用新案法26条で準用する特許法70条2項の枠組みに沿った正統なものである。すなわち、まず請求項の用語の一般的語義を確認し、次に技術分野における確立された用語法（JIS規格）を参照して用語の外延を画定するという手順を踏んでいる。

「支持脚」の解釈において裁判所がJIS規格を重視した点は注目に値する。JIS規格は当該技術分野の当業者の技術常識を客観的に示す資料として、クレーム解釈の有力な外部証拠となり得る。本件では、JISが「脚」を柱状部材として明確に定義し、板状部材には「ヘッドボード」「フットボード」という別個の名称を付していたことが、解釈の決め手となった。

一方、被告はJISにおいてヘッドボード・フットボードが「脚部」と説明されていると主張し

たが、裁判所はこれを採用しなかった。「脚」と「脚部」の語義の相違が結論を分けた形であり、技術用語の正確な使い分けがクレーム解釈に決定的影響を与えることを改めて示した事例である。

7.2 「接続されている」の解釈と射程

「接続されている」の解釈について、裁判所は辞書的語義に加え、本件考案がベッドという具体的技術に関する考案であることを考慮し、「離れないように続け合わされている状態」と限定的に解釈した。注目すべきは、裁判所が明細書の記載を直接参酌する形ではなく、用語の一般的意味と技術分野の特性から解釈を導いている点である。これは、特許法 70 条 2 項の「明細書の記載及び図面を考慮して」という参酌の在り方として、用語の通常の意味を考案の技術的文脈で確認するというアプローチといえる。

本判決の「接続」解釈は、ベッドという簡素な構造の技術分野を前提としたものであり、他分野への直接的な汎用性は限定的であろう。ただし、「単に接している（当接）」と「離れないように結合されている（接続）」を区別する判断枠組みは、機械分野の侵害訴訟や無効審判において広く参照され得るものと思われる。

7.3 審決の対比手法に対する教訓

本件審決は、甲 1 考案のスラットがバンド・支持板・側板を介して支持脚と「間接的に接続されている」と認定していた。この「間接的接続」の論理は、個々の構成要素間の物理的つながりを連鎖的に辿るものであるが、裁判所はそもそも「接続」の語義を限定的に解釈することで、この連鎖的論理を否定した。審決段階では、請求項 1 の「接続されている」が直接・間接いずれも含むことについて当事者間に争いがなかった（口頭審理調書）にもかかわらず、裁判所は独自にクレーム解釈を行い異なる結論に至っている。

この点は、審判段階での争点整理と訴訟段階での主張立証の間で戦略を見直す余地があることを示唆している。特に、クレーム用語の解釈について当事者間に争いが無い場合であっても、裁判所は独自の判断を行い得るのであり、無効審判請求人（本件被告）としては、審決での有利な認定に安住せず、訴訟段階でも解釈論を十分に補強する必要があった。

7.4 実用新案特有の問題

本件が実用新案登録であることの実務的含意も重要である。実用新案は無審査登録制度であるため、出願段階での補正機会が限られ（実用新案法2条の2第4項）、権利化後の訂正も制約が大きい（同法14条の2第1項）。本件でも、無効審決が取り消されたことで審判が再開されるが、訂正の機会が制限されているため、クレーム解釈によって権利範囲を確保する以外に権利者の対抗手段が乏しい。

この点について、明成国際特許事務所の解説が指摘するように、実用新案では訂正の機会が限られ無効理由を解消できない可能性があるため、出願時に意匠出願も併せて検討することが重要であるとの実務的示唆は傾聴に値する。また、クレーム用語の選定においても、当該技術分野の確立された用語法（JIS規格等）との整合性を十分に検証することの重要性を本件は改めて示している。

7.5 今後の展望

本件は審決取消判決であり、今後、無効審判が再開される（ユニアス国際特許事務所の解説によれば、令和8年1月13日付け伺い回答書で令和8年3～4月頃の審判着手が予定されている）。再開後は、本判決で認定された相違点（「支持脚」及び「接続されている」）を前提に、新規性・進歩性の判断がやり直されることになる。

再開審判で被告（無効審判請求人）が取り得る戦略としては、①本判決の認定した相違点を踏まえ、柱状の支持脚を備え、かつ部材間が離れないように結合されたベッドを開示する別の引用文献を追加する、②相違点に係る構成が周知技術・公知技術から容易想到であることを立証する、等が考えられる。もっとも、本判決が「支持脚」を柱状のものに限定し「接続」を離れない結合に限定する解釈を示したことで、甲1考案を主引用例とする無効理由の構成は困難になったと評価できる。

また、創英の解説（小林紀史弁理士）が指摘するように、本件審決は辞書記載及びJIS規格における用語の通常の意味に基づいてクレーム解釈を行い、被告の主張を採用しなかったのであり、実用新案登録請求の範囲に記載された用語は明細書・図面に特段の記載がなければ通常の意味に解釈することが妥当であるとの一般的法理が確認された点にも意義がある。

8. 結語

本判決は、実用新案のクレーム解釈において、JIS 規格等の技術標準が当業者の技術常識を示す有力な証拠となり得ること、及び「接続」のような日常語的なクレーム用語であっても技術分野の文脈に応じた限定的解釈が行われ得ることを具体的に示した事例である。実務的には、出願時のクレームドラフティングにおいて技術分野の確立された用語法との整合性を確保すること、及び無効審判・審決取消訴訟の各段階でクレーム解釈論を常に再検証することの重要性を確認させる判決といえよう。

以上